

大台ヶ原における憲章・カントリーコード設定の検討

(1) 憲章・環境コード・カントリーコードの位置付け

大台ヶ原の自然再生を進めていくため、利用の側面では「新しいワイズユースの山」を目指すことを計画の目標としている。このため、「ワイズユースの山」の理念を大台ヶ原に関わるすべての人々が共有できる憲章や環境コード、カントリーコードの必要性が検討されてきた。こうした憲章やコードの策定プロセスは下図に示す方向が考えられる。しかし、こうしたプロセスは時間をかけた合意形成が必要となるため、緊急措置として利用対策部会委員によるアピールを広く大台ヶ原利用者に発信することが必要とされ、素案が検討された。(素案別紙)

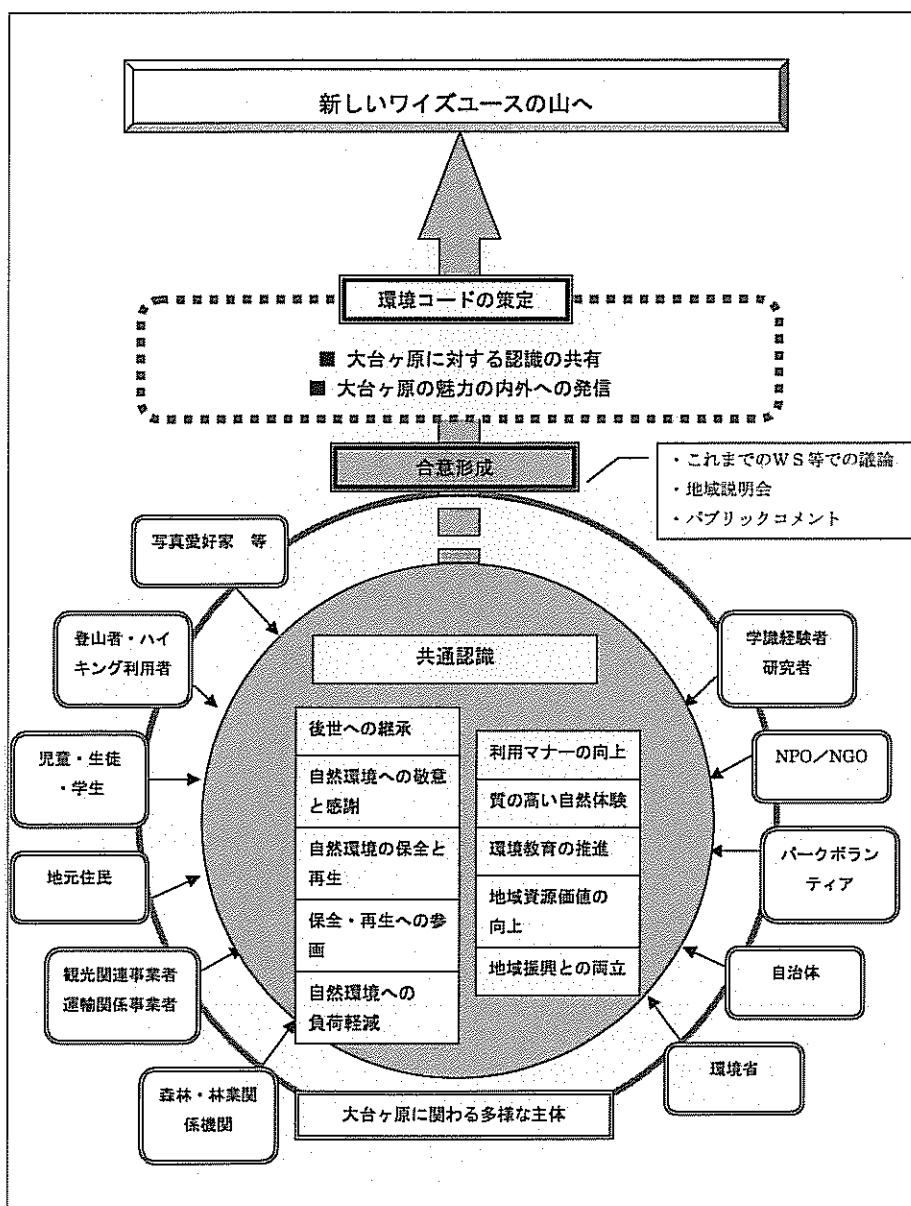


図1 大台ヶ原環境コード策定の方向性・プロセス

(2) 国内外の事例検討

国内外の自然公園等において、理念、利用に関する心構え、マナー等について定められた「憲章」や「カントリーコード」について検討を行った。

1) 憲章系

構成は、<前文>としてそれぞれの自然公園の自然環境の特性や自然環境保護の重要性を理念的に示し、5つ前後の条文を定めているものが多い。(※自然保护憲章は特定の自然公園ではなく、自然環境全般を対象としている。)

	名称	年月日	策定	構成
憲 章 系	自然保护憲章	S49.6.9	(保護憲章制度国民会議)	前文と3項目+9項目
	群馬県尾瀬憲章	S47.5.11	群馬県	前文と5項目
	屋久島憲章	H5	上屋久町、屋久町	前文と4項目
	富士山憲章	H10.11.18	山梨県・静岡県	前文と5項目
	来間島憲法	H8.2	住民(美しいむらづくり委員会)	約20項目
	白神山地憲章	H13.10.7	青森県・秋田県	条文と3項目

2) カントリーコード

利用の心構え、禁止事項、注意事項、利用マナー等で構成され、利用にあたってのマナー向上を目指して策定されたルール集である。カントリーコードは、各地区でパンフレットやホームページに公開されている。各地区的カントリーコードに挙げられている項目は表の通りである。(なお、海外の事例は‘その他’に該当する項目が多いため、表中には掲載していない)

地区	年月日	策定	構成	内容												その他		
				後世へ引き継ぐ	ゴミ捨て禁止、持ち帰り	住民や土地所有者等への配慮	歩道外への立ち入り	道路へアイドリングストップ、	車両への乗り入れ禁止等	落書き禁止	動植物・地形への影響を与える	キヤンブに関する規定を守る	マナーを守る	トイレ、山小屋等の施設利用	火の使用に関する注意	登山計画(行程、装備、登山届など)に関する注意		
秩父多摩甲斐国立公園	H12.9.19	秩父多摩甲斐国立公園協議会・環境省	10項目	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●※1	
富士山	H10.3	富士山地域環境保全協議会	10項目	● (2)	● (2)	● (2)	● (2)	● (2)	● (2)	● (2)	● (3)	● (3)	● (3)	● (3)	● (3)	● (3)	● (2) ※2	
小笠原	H11	環境省自然保護局南関東地区国立公園・野生生物事務所	10項目	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	● ※3	
南アルプス	H12.4.1	環境庁南関東地区自然保護事務所	7項目	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	● ※3	
屋久島		(財)屋久島環境文化財団	9項目	● (2)	● (2)	● (2)	● (2)	● (2)	● (2)	● (2)	● (2)	● (2)	● (2)	● (2)	● (2)	● (2)		
掲載数(延べ数)				2 (2)	5 (6)	2 (2)	5 (5)	3 (4)	3 (3)	3 (3)	3 (3)	3 (3)	3 (3)	3 (3)	2 (2)	2 (2)	1 (1)	3 (4)

■憲章系

自然保護憲章

保護憲章制度 国民会議 昭和 49 年 6月 5 日	<p>自然是、人間をはじめとして生きとし生けるものの母胎であり、厳肅で微妙な法則を有しつつ調和をたもつものである。</p> <p>人間は、日光、大気、水、大地、動植物などとともに自然を構成し、自然から恩恵とともに試練をも受け、それらを生かすことによって、文明をきずきあげてきた。</p> <p>しかるに、われわれは、いつの日からか、文明の向上を追うあまり、自然のとうとさを忘れ、自然のしくみの微妙さを軽んじ、自然是無尽蔵であるという錯覚から資源を浪費し、自然の調和をそこなってきた。</p> <p>この傾向は近年とくに著しく、大気の汚染、水の汚濁、みどりの消滅など、自然界における生物生存の諸条件は、いたるところで均衡が破られ、自然環境は急速に悪化するにいたった。</p> <p>この状態がすみやかに改善されなければ、人間の精神は奥深いところまでむしばまれ、生命の存続さえ危ぶまれるにいたり、われわれの未来は重大な危機に直面するおそれがある。しかも、自然はひとたび破壊されると、復元には長い年月がかかり、あるいは全く復元できない場合さえある。</p> <p>いまこそ、自然の厳肅さに目ざめ、自然を征服するとか、自然は人間に従属するなどという思いあがりを捨て、自然をとうとび、自然の調和をそこなうことなく、節度ある利用につとめ、自然環境の保全に国民の総力を結集すべきである。</p> <p>よって、われわれは、ここに自然保護憲章を定める。</p> <p style="text-align: center;">自然をとうとび、自然を愛し、自然に親しもう。 自然に学び、自然の調和をそこなわないようにしよう。 美しい自然、大切な自然を永く子孫に伝えよう。</p> <ol style="list-style-type: none">1 自然を大切にし、自然環境を保全することは、国、地方公共団体、法人、個人を問わず、最も重要なつとめである。2 すぐれた自然景観や学術的価値の高い自然は、全人類のため、適切な管理のもとに保護されるべきである。3 開発は総合的な配慮のもとで慎重に進めなければならない。それはいかなる理由による場合でも、自然環境の保全に優先するものではない。4 自然保護についての教育は、幼いころからはじめ、家庭、学校、社会それぞれにおいて、自然についての認識と愛情の育成につとめ、自然保護の精神が身についた習性となるまで、徹底をはかるべきである。5 自然を損傷したり、破壊した場合は、すべてすみやかに復元につとめるべきである。6 身近なところから環境の浄化やみどりの造成につとめ、国土全域にわたって美しく明るい生活環境を創造すべきである。7 各種の廃棄物や薬物の使用などによって、自然を汚染し、破壊することは許されることである。8 野外にごみを捨てたり、自然物を傷つけたり、騒音を出したりすることは、厳に慎るべきである。9 自然環境の保全にあたっては、地球的視野のもとに、積極的に国際協力を行うべきである。
---	--

群馬県尾瀬憲章

群馬県

昭和 47 年 5 月
11 日

尾瀬は、自然の偉大な恵みによって生まれ自然界の厳しゅくな法則のもとに、すぐれた原始的景観を保ってきた。

高層湿原をいだく美しい自然は、ここに生育する動植物とともにきわめて高い学術的価値を有している。

この貴重な尾瀬の自然は、祖先から受け継いだうとい共有の遺産であって、これを国民の宝として大切に保護し、後世に伝えることは、われわれの責務である。

ここに、われわれは、尾瀬の自然の美しさを愛し、そのとうとさをいっそう深く認識し厳正な保護と秩序ある利用のもとに、国民の願いをこめて尾瀬の自然を守ることを誓う。

- 尾瀬を訪れる人は、その自然を愛そう。
- 尾瀬に接する人は、その利用に責任を持とう。
- 尾瀬を尊ぶ人は、その景観を破かいから守ろう。
- 尾瀬に親しむ人は、その豊かな恵みに感謝しよう。
- 尾瀬に誇りを持つ人は、その美しさを後世に伝えよう。

尾瀬を後世に伝えることは、県民あげての願いである。

屋久島憲章

上屋久町、屋久町
平成 5 年・8 月 1 日
改訂

◎前文 ■地球と人類の宝物である屋久島

この島は周囲 132 km、面積 503 km² の日本で 5 番目に大きい島である。屋久杉を象徴とする森厳な大自然に抱かれ、神々に頭をたれ、流れに身を浄め大海の恵みに日々を委ねて人々が生きた島。

この島は、はるかな昔から人々の魂を揺さぶりつづけ、近世森林の保全と活用で人々が苦しみ葛藤した島である。そして今物質文明の荒波をようやく免れた屋久島は、その存在そのものが人間にに対する啓示であり、地球的テーマそのものである。

この島に住む私たちは、この屋久島の価値と役割を正しくとらえ、自らの信念と生きざまによって、この島の自然と歴史に立脚した確かな歩を始まる。そのため、この島の自然と環境を私たちの基本的資産として、この資産の価値を高めながら、うまく活用して生活の総合的な活動の範囲を拡大し、水準を引き上げていくことを原則としたい。

この原則は、行政機関はもちろん、屋久島に係わる全ての人々が守るべき原則でありたい。

国の自然遺産への登録も、鹿児島県の環境文化村構想も、この原則を尊重し、理想へ向けて、その水準を高く 100 年の計を誤らず推進されることを願うものであり、これを契機として、次のことを目標とし、ここに屋久島憲章を定めます。

◎条文

- 1 わたしたちは島づくりの指標として、いつまでもどこでもおいしい水が飲め、人々が感動を得られるような、水循環の保全と創造につとめ、そのことによって屋久島の価値を問いつづけます。
- 2 わたしたちは、自然とのかかわりかたを身につけた子供たちが、夢と希望を抱き世界の子供たちにとって憧れであるような豊かな地域社会をつくります。
- 3 わたしたちは、歴史と伝統を大切にし、自然資源と環境の恵みを活かし、その価値を損なうことのない、永遠できる島づくりを進めます。
- 4 わたしたちは、自然と人間が共生する豊かで個性的な情報を提供し、全世界の人々と交流を深めます。

富士山憲章

山梨県・静岡県

平成 10 年
11月 18 日

富士山は、その雄大さ、気高さにより、古くから人々に深い感銘を与え、「心のふるさと」として親しまれ、愛されてきた山です。

富士山は、多様な自然の豊かさとともに、原生林をはじめ貴重な動植物の分布など、学術的にも高い価値を持っています。

富士山は、私たちにとって、美しい景観や豊富な地下水などの恵みをもたらしています。この恵みは、特色ある地域社会を形成し、潤いに満ちた文化を育んできました。

しかし、自然に対する過度の利用や社会経済活動などの人々の営みは、富士山の自然環境に様々な影響を及ぼしています。富士山の貴重な自然は、一度壊れると復元することは非常に困難です。

富士山は、自然、景観、歴史・文化のどれひとつをとっても、人間社会を写し出す鏡であり、富士山と人との共生は、私たちの最も重要な課題です。

私たちは、今を生きる人々だけでなく、未来の子供たちのため、その自然環境の保全に取り組んでいきます。

今こそ、私たちは、富士山を愛する多くの人々の思いを結集し、保護と適正な利用のとともに、富士山を国民の財産として、世界に誇る日本のシンボルとして、後世に引き継いでいくことを決意します。

よって、山梨・静岡両県は、ここに富士山憲章を定めます。

- 1 富士山の自然を学び、親しみ、豊かな恵みに感謝しよう。
- 1 富士山の美しい自然を大切に守り、豊かな文化を育もう。
- 1 富士山の自然環境への負荷を減らし、人との共生を図ろう。
- 1 富士山の環境保全のために、一人ひとりが積極的に行動しよう。
- 1 富士山の自然、景観、歴史・文化を後世に末長く継承しよう。

来間島憲法	
むらづくり推進委員会	(目的) 一条 この住民協定は、来間島を美しく保つため、また来間集落を「誰もが住みたくなるむら」にすることを目的とし、集落の住民間及び集落を訪れる諸人間に締結されるものである。
平成8年2月	(名称) 二条 この住民協定は「来間島憲法」という。 (屋敷内の景観維持の義務) 三条 住民は、集落の景観を美しく保つために以下の努力をしなくてはならない。 一、屋敷内の庭にブーゲンビリアの花を一本以上植える。 二、屋敷内の庭にハイビスカスの花を一本以上植える。 三、屋敷内の庭に花を植える。 四、屋敷内の庭に雑草などを放置してはならない。 五、屋敷内の庭に集落の景観を著しく損なうものを放置してはならない。 (清掃の義務) 四条 住民は、「新・美しいむらづくり特別対策事業」(以下「事業」という)に於いて整備された遊歩道・集落道の植樹枠・展望塔の景観維持を行うため、以下の努力をしなくてはならない。 一、住民は、遊歩道の清掃を定期的に行う。 二、住民は、展望塔の清掃を定期的に行う。 三、住民は、「事業」施行集落道の植樹枠の清掃・植樹への散水を定期的に行う。 (住民の義務) 五条 住民は、島を美しく保つために、以下の努力をしなくてはならない。 一、住民は、ゴミを島の如何なる場所に於いても投棄してはならない。たとえ自己所有地にあっても、島の景観を著しく損なうと判断される場合は、所有者と協議のうえ排除を行う。 二、住民は、ゴミを島の如何なる場所に於いても放置してはならない。たとえ自己所有地にあっても、島の景観を著しく損なうと判断される場合は、所有者と協議のうえ排除を行う。 三、住民は、住民・来島者の別に関わらず、ゴミを投棄または放置するものに対して注意・指導を怠ってはならない。 四、住民は、島内に於いて著しく景観を損ねるものとして個人の手に負えないと判断される事柄は、自治会役員を中心として、任意に協議して排除または行為の撲滅にあたる。 (来島者の義務) 六条 来間島来島者は島を美しく保つために住民に対し以下の協力をしなくてはならない。 一、来島者は、来間島の如何なる場所に於いても、ゴミを投棄してはならない。 二、来島者は、来間島の如何なる場所に於いても、ゴミを放置してはならない。 三、来島者は、来間島周辺の海に、ゴミを投棄してはならない。 四、来島者は、来間島周辺の海浜に、ゴミを投棄してはならない。 五、来島者は、来間島周辺の海浜に、ゴミを放置してはならない。 六、来島者は、住民の注意・指導には、その正当性を確認の上協力しなくてはならない。 (特約) 七条 住民は、五条の二を遂行するにあたり、とくに以下の努力をする。 一、自家用車を所有する者は、常時ゴミ袋を携帯する。 二、バイク・原動機付自転車を所有する者は、常時ゴミ袋を携帯する。 (制限) 八条 来間島憲法は、とくに強要される者でなく、各個人の任意の協力を要とする。

白神山地憲章

青森県・秋田県

平成 13 年 10 月 7 日

文明の発達とともに地球上の自然が次第に失われて来ましたが、幸いにも日本にはまだ豊かな天然林が残っていました。

青森・秋田両県の擁する白神山地の広大なブナ天然林とその生態系が世界的に貴重な価値を認められ、1993年12月にユネスコが日本で最初の世界自然遺産として登録しました。日本のみならず全世界が白神山地を永久に保護することを宣言したのです。

ブナ天然林での降雨が枝葉や根幹を伝わって大地に吸収され、多種多様の動植物を育みながら谷川に滲出し大海に達し、豊かな恵みを与えます。海水は水蒸気や雲となって再び山地に還り、大いなる生命の循環が行われています。

白神山地は地球上の至宝であり、これを保護して次の世代に伝えるのが人類の責務です。21世紀を迎えた今、青森・秋田両県の私たちは心を一つにして、この世界遺産を守るための理念を憲章として掲げます。

- 白神山地を中心とした自然界には、森・川・海で多様な生命の環が拡がっています。ここから発信される自然の不思議さに耳を傾けましょう。
- 白神山地を見つめ、ブナ天然林の静けさに浸り、私たちの新しい体験を充たす感動を味わい、自分自身を深く考えるチャンスにしましょう。
- 白神山地は天然の博物館です。尊い遺産が伝えられたことに感謝し、一人ひとりがルールを守り、ブナ天然林の美しさを残すため、ベストを尽くしましょう。

参考

エコツーリズム憲章

環境省 平成 16 年 6 月	<p>ひとびとが、自然や環境、文化を発見する旅に加わり、 自然のために、小さくとも何かを実践し、 そうした旅人を受け入れる地域を、みんなでつくっていけば、 この国土のすみずみにまで、個性に満ちた自然や文化があふれ、 もっとゆたかないと楽しむことができる。 一人ひとりが自然を守り、考え、慈しむ。 自然の中にあたらしい光を見る、 「エコツーリズム」はそのための提案です。</p> <p>ゆっくりと見回してみよう。 見えなかった色がみえてくる。 気がつかなかった香りに気づく。 聞こえなかった歌がきこえてくる。 季節が移っていく。 あざやかに、大地がここにある。</p> <p>森がどこまでもひろがっている。 どこまでも空が、海がひろがっている。 風がそっと通りすぎる。 水が落ちて、土を潤す。 生きものたちが息づく。 人間のふるさとは、ここにある。</p> <p>自然はやさしい。温かい。 大きくて、物知りだ。 時に荒々しい。 時にはひどく荒々しい。 人の暮らし、歴史や文化は、 こうした自然とともに育ってきた。</p> <p>大自然から里山や都市の小さな自然まで、 自然のいのちと人のいのちを共振させる。 そういう旅をしよう。 ゆったりと呼吸し、 ゆっくりと見回し、 おおらかな一步をしるしたい。</p> <p>「エコツーリズム」は次の 3 つを実現し、それがずっと続いていくことをめざします。</p> <p>地域の自然と文化を知り、慈しむ。 元気な地域が自然を守る。 自然と文化を受け継いでいく。</p>
--------------------	---

■カントリーコード

秩父多摩甲斐国立公園カントリーコード

秩父多摩甲斐国立公園協議会・環境省	<p>＜国立公園を大切に利用するために＞</p> <p>「ゆっくり静かに自然を楽しむ」</p> <p>自然や風景のすばらしいところです。目的地にただ急ぐのではなく、行程には余裕をもって、ゆっくり自然を楽しみます。</p> <p>「計画や準備は万全にする」</p> <p>本公園は初春まで積雪凍結があり、冬季は早く陽が落ちます。生命や身体の安全のためには登山の経験者に相談したり、目的やルートの情報を必ず確認します。</p> <p>「土地所有者や管理者の善意を尊重する」</p> <p>国立公園内は国・公有地だけでなく、私有地もたくさんあります。登山道や公共施設も善意により借地させていただいている場所もあります。土地所有者や管理者が困るような行為はつつしません。</p> <p>「駐車場でのアイドリングをしない」</p> <p>アイドリングによる排気ガスはきれいな空気を汚します。駐車場での無駄なアイドリングはしません。</p> <p>「ゴミは絶対捨てずに、すべて持ち帰る」</p> <p>少しでもゴミが落ちていると大変目立ちますし、野生動物にも影響を与えます。ゴミはすべて自宅まで持ち帰るとともに、ゴミになるものは最初から持っていない工夫をします。</p> <p>「登山道や遊歩道からはずれて歩かない」</p> <p>写真撮影などで道からはずれると、転落や迷う恐れがあります。また、植生を傷めることにもなるので、登山道や遊歩道からはずれないよう歩きます。</p> <p>「動植物はとらない」</p> <p>自然の中で生きる多様な野生動植物は、生態系の重要な構成員です。生態系を保全するため野生動植物を大切にします。</p> <p>「山火事をおこさない」</p> <p>山林火災はいったん発生すると消火作業も困難で多くの森林が焼失してしまします。たき火やたばこの吸い殻の投げ捨ては絶対しません。</p> <p>「キャンプはキャンプ場でおこなう」</p> <p>身体の安全や生態系の保全のためにキャンプ場でキャンプを楽しめます。</p> <p>「トイレなどの公共施設をきれいに使う」</p> <p>トイレや避難小屋などの公共施設は、一人が汚すと後から使う人達が不快です。一人ひとりが気をつけて、汚さず、壊さずに使います。</p> <p>*カントリーコードとは、利用に当たってのマナー向上を目指して策定されたルール集です。</p>
-------------------	---

富士山カントリーコード

富士箱根伊豆国立公園富士
山地域環境保全協議会

平成 10 年 3 月

～10 の約束、美しい富士山をあなたといつまでも～

1. 「美しい富士山を後世に引き継ぐ」

日本一高く美しい富士山を、いつまでも美しく、我が国の自然風景の象徴として後世へ引き継ぎます。

2. 「ゴミは絶対捨てずに、すべて持ち帰る」

富士山の美しい景観の中では少しでもゴミが落ちていると大変目立ちます。また、空気の薄い富士山では清掃も重労働で危険な作業です。ゴミの持ち帰り運動に協力し、自分で持ち込んだゴミはすべて自宅まで持ち帰ります。

3. 「ゴミになるようなものを最初から持っていない」

近くに見えてても頂上まではきつい道のりです。疲れないためにも、無駄な荷物は極力省き、ゴミを出さないようにします。

4. 「登山道をはずれて歩かない」

登山道でない場所を歩くと、崩れやすいばかりか、植生を傷めることになります。登山道をはずれて歩かないようにします。

5. 「登頂記念の落書きをしない」

登頂記念の石の落書きは、山頂の景観を著しく壊すことになります。石の落書きはしません。

6. 「車道外へ車両等を乗り入れない」

オフロード車やオフロードバイクの車道外への乗り入れは、植生を傷め、動物の生息を脅かします。車道でない場所へは車、バイクを乗り入れないようにします。

7. 「溶岩樹型等の特殊地形を壊さない」

溶岩樹型などは富士山の歴史を物語る古文書です。特殊な地形について学び、大切にします。

8. 「駐車場ではアイドリングをしない」

アイドリングによる排気ガスはきれいな空気を汚します。駐車場での無駄なアイドリングはしません。

9. 「動植物を探らない」

自然の中で生きる多様な動植物は、すべて富士山の自然の仲間です。富士山の動植物を大切にします。

10. 「トイレなど公共施設をきれいに使う」

トイレをはじめ、公共施設は、一人が汚すと後から使う人達が不快です。一人ひとりが気をつけて、汚さず、壊さずに使います。

小笠原カントリーコード	
環境省自然 保護局南関 東地区国立 公園・野生生 物事務所	一自然と共生するための 10 力条一 1 「貴重な小笠原を後世に引き継ぐ」 貴重な動植物に恵まれた豊かな自然や、その中で育まれた独自の文化など小笠原の自然や文化について様々なことを学び、これらが後世に引き継がれるよう大切にします。
平成 11 年	2 「ゴミは絶対捨てずに、すべて持ち帰る」 小笠原では、日頃から島内美化に努め、また、廃棄車両は島外に持ち出して処分しています。こうした島の人達の努力を見習い、ゴミの持ち帰り運動に協力します。 3 「歩道をはずれて歩かない」 歩道でない場所を歩くと、迷いややすいばかりか、植生を傷めることになります。歩道をはずれて歩かないようにします。道に不慣れな場合は地元のガイドさんなど地理に詳しい人と歩きます。 4 「動植物は採らない、持ち込まない、持ち帰らない」 海中も含め、自然の中で生きる多様な野生動植物は、小笠原固有の生態系の重要な構成員です。しかし中には繊細で傷つきやすく、過去に絶滅したり、現在、絶滅の危機に瀕している動植物など少なくありません。この貴重な生態系を保全するため、動植物は持ち込みます、持ち帰らず、野生動植物を探ったりしません。 5 「動植物に気配りをしながらウォッチングを楽しむ」 小笠原ではホエールウォッチング、バードウォッチングなどの自然観察が盛んです。こうした楽しみ方が、いつまでも続けられるよう、出来る限り、動植物に影響を与えないような見方や楽しみ方を心がけます。 6 「サンゴ礁等の特殊地形を壊さない」 サンゴ礁などは小笠原の自然を語る大切な歴史の証人です。地形について学び、大切にします。 7 「来島記念などの落書きをしない」 小笠原では看板類が少なく、自然と一緒にとなったすっきりした景観が魅力の一つです。来島記念などの落書きは、この美しい景観を傷つけることになるので、絶対しません。 8 「全島キャンプ禁止となっているので、キャンプはしない」 小笠原では全島でキャンプが禁止されています。自身の生命や身体の安全はもとより、小笠原の美しい自然と静かな村民生活を守るためにも、宿泊には旅館や船を利用し、キャンプは絶対しません。 9 「移動は、できるだけ自分のエネルギーを使う」 島内では、なるべく自動車に頼らず、できるだけ徒歩や自転車など自力移動を心がけ、のんびりと小笠原を楽しみます。 10 「水を大切にし、トイレなど公共施設をきれいに使う」 小笠原では水は大変貴重でかけがえのないものです。水は大切に使い無駄にしません。また、トイレをはじめ、公共施設の汚れや破損は、ちょっとした不注意が原因になります。後から使う人達が不快にならないよう一人ひとりが気をつけて使います。

南アルプスカントリーコード

環境庁南関東地区自然保護事務所

平成 12 年 4 月 1 日

～登山者の皆様への 7 つのお願い～

常に快適で安全な登山を心がけていただくとともに、わが国屈指の山岳国立公園である南アルプスの大自然を大切に守り、後世に引き継ぐために、次のことについて御協力をお願いします。

1. この地域の高山植物や動物は、数回の氷河期を経て、今もなお山岳の厳しい環境に耐えています。これらの動植物が、いつまでも見られるよう、一人一人がやさしい気持ちで自然に接し、採ったり、傷つけたりしないようにしましょう。
2. 登山道以外の場所には貴重な高山植物や多くの野生動物たちが生息しています。登山道を外れての歩行や写真撮影は、行わないようにしましょう。
3. 犬などのペットを持ち込むことは、ライチョウやオコジョなどの小動物に脅威を与えたり、野生動物の間に伝染病を持ち込む恐れもあります。ペットは持ち込まないようにしましょう。
4. 先の尖ったストックは危険であるばかりか、他の利用者に迷惑を及ぼしたり、植物や歩道を傷める場合があります。使う場所を考える、ゴムキャップの使用など、心がけましょう。
5. 自分で持ち込んだゴミはすべて持ち帰りましょう。
6. 登頂記念は写真におさめ、記念看板の設置や岩などへの落書きはしないようにしましょう。
7. 山小屋、避難小屋などの施設は遭難救助の基地ともなる大切なところです。みんなできれいに大切に使いましょう。

屋久島カントリーコード

(財) 屋久島環境文化財団

- 人々の文化や暮らしを尊重する
- ゴミを捨てない、ゴミは持ち帰る
- 野生生物にエサをやらない
- 動植物を大切にする
- キャンプは決められた場所です
- 森の中ではたき火をしない
- 登山する時には登山届を出す
- 決められた道を歩く
- 日帰り登山でも十分な装備をする

参考：イギリスのカントリーコード

	<p>英国では、カントリーサイド・コミッショングが、歩く道を利用するにあたってのルールやマナーを記した「カントリー・コード」、「カントリーサイド・アクセス・チャーター」を作成している。これらはインフォメーション・センターなどで入手でき、ポケットに入れていつでも参照できるようデザインされている。「カントリー・コード」は12項目の注意事項からなる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①田舎を楽しみ、そこに住む人の生活と仕事を大切にしよう ②火の元に十分注意しよう ③牧場柵のゲートは閉め忘れないようにしよう ④犬は引き綱に繋ごう ⑤農地を通るときは歩道からはみ出さないように歩こう ⑥牧場柵を飛び越えないでゲートやスタイルを利用しよう ⑦家畜・作物・農具には手をふれないようにしよう ⑧ゴミは持ち帰ろう ⑨水を汚さないようにしよう ⑩野生生物を守ろう ⑪田舎道は気をつけて（心配して）歩こう ⑫騒音をたてないようにしよう
--	--

参考：パラオの事例（歴史史跡保護地区）

パラオ芸術文化保護局	<ol style="list-style-type: none"> 1 保護地区を離れるときは、持ち込んだ物すべて持ち帰りましょう。 2 保護地区からはどんな物でも持ち去ることはしないでください。何気ない物でもその土地には大変意味あるもので、一部が無くなることにより全体の意味が失わせる恐れがあります。 3 写真を撮るときには、人物であれ家であれ、撮る前に必ず了解を取ってください。 4 保護地区は文化的に敏感な所が多くあります。見学中はその場にふさわしい振る舞いを心がけてください。 <p>ご協力よろしくお願いします。パラオ政府観光局</p>
------------	---